高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

産建水道専門部会 総 務 専 門 部 会 基盤整備分科会 企画財政分科会

協議項目	各種事務事	各種事務事業の取扱い						協議細目 産業·建設関係事業(公営住宅)					
調整の方針	公営住宅	きについては	は現行のとは	おりとし、新す	「においても適正な維持行	管理に努めるとともに	に、公営住宅	誤供給の推	進を図るも	のとする。			
高		富町		伊 自 良 村		美山		町丁			備	老	
学住宅の現状 名 称 学住宅 金池住宅 寺洞住宅 唐鋤住宅	構造 木造平屋建 木造平屋建 簡易耐火造 2階建	建設年次 昭和37年 昭和40年 昭和51年	管理戸数 15戸 14戸 6戸	入居戸数 11戸 7戸 6戸	公営住宅の現状 該当無し	公営住宅の現場 名 称 町営住宅 西市場住宅(サンセイス美山) 特定公共賃貸住宅 西市場住宅(サンセイス美山)	鉄筋コンクリー	-ト2階建	建設年次 平成5年 平成5年	管理戸数 9戸 6戸	入居戸数 9戸 6戸		
入居資格	Trace		平成14年	■4月1日現在		神崎住宅伊往戸住宅	鉄骨造2階建 木造平屋建	フ圧七)	昭和47年 昭和4年	1戸 1戸 平成14年4月	1戸 1戸 月1日現在	障害者	<u> </u>
町営住宅 現在同居している親族がいるか又は同居しようとする親族がいること。 現に住宅に困っていることが明らかなこと。 公営住宅法等で定められた収入基準()に該当すること。 申込者及び親族(婚約者を含む。)の過去1年間における所得税法によって 算定した年間所得金額の合計から諸控除額を減じ、これを12で割った額が次に掲げる金額以下であること。 ・一般世帯については、基準額が200,000円以下 ・高齢者・障害者等()の世帯については、基準額が268,000円以下 市町村税を滞納していないこと。						町営住宅 現在同居してい 現に住宅に居に住宅に 強者の おいっと かいっと かいっと かいっと かいっと かいっと かいっと おいっと かいっと かいっと かいっと かいっと かいっと かいっと かいっと か						に で ま から 4 級の 高齢者 5 0 歳以	程度が)者等 š
						現に住宅を必要 申込者及び親族 した年間所得金額 その他の住宅 美山町にて定住 美山町の生涯学 体験学習等の指	E(婚約者を含む 頁の合計が200 Eを希望する工芸 全習等において、	,000円以」 芸家であるこ。 地域文化の	=322,000円 と 。 向上に寄与す]以下であるこ			

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

産建水道専門部会 総 務 専 門 部 会 基盤整備分科会 企画財政分科会

協議項目	各種事務事	掌業の取扱い			協議細目	産業・建設関係事業(2	公営住宅)		
調整の方針									
高富	囲丁	伊 自 良 村	美 山 町		参	考 法	\$		
敷金 町営住宅 入居時の家賃の3ヵ月分			敷金 町営住宅・特定公共賃貸住宅 入居時の家賃の3ヵ月分 その他住宅 無し						
使用料 町営住宅 原則として、毎年度、収より認定された収入に基種の住宅の家賃(公営住第3条に規定する方法により第公営住宅法施行令第4号による利便性係数 金池住宅 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	づき、近傍同 宅法施行令 より算出した も行令第2条 出した額		使用料 町営住宅 原則として、毎年度、収入の申告により認定された収入に基づき、 近傍同種の住宅の家賃(公営住宅 法施行令第3条に規定する方法に より算出した額 公営住宅法施行令第2条第1 項第4号による利便性係数 西市場住宅 1.0	(家賃の算定) 第2条 公債の第2条 公債での 公債での 公債での 公標 1 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会	主宅法第16条第1項を を乗じた額(当該額が の額)とする。 の存する市町村の立場 可法第6条の規定に 大臣が市町村ごとに定 大臣の床面積の合計 位宅の床面積の合計 がは宅に係るもの がする利便性の要素を 有する額とする。	の規定による公営住宅の毎月の話法の場合を担いている。 近傍同種の住宅の家賃の額を超い 地条件の偏差を表すものとして地よる公示価格その他の土地の価格をある数値のうち、当該公営住宅の は、共同住宅にあつては、共用部分の各過年数に応じて1以下では 区域及びその周辺の地域の状況となる事項を勘案して0.7以上1100表の左欄各項に定める入居者の 入居者の収入	える場合にあつては、近傍同種 価公示法第2条第1項に規定 各を勘案して0.7以上1.6以 の存する市町村に係るもの の床面積を除く。)を70㎡で除 国土交通大臣が定める数値の 公営住宅の設備その他の当 以下で定める数値		
					123,000円を超 153,000円を超 178,000円を超 200,000円を超 238,000円を超	記え153,000円以下の場合 記え178,000円以下の場合 記え200,000円以下の場合 記え238,000円以下の場合 記え268,000円以下の場合	45,000円 53,200円 61,400円 70,900円 81,400円 94,100円		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会の調整方針

産建水道専門部会 総 務 専 門 部 会 基盤整備分科会 企画財政分科会